

東京都消費者被害救済委員会

病気のペット購入をめぐる消費者トラブルをあっせん解決

～ 販売業者が定める契約条項は
消費者の利益を一方向的に害するものであり無効！～



本日、東京都消費者被害救済委員会（会長 淡路剛久 立教大学大学院法務研究科委員長）から、「病気のペット購入契約に係る紛争」（平成18年2月8日付託）の審議の経過と結果について、東京都知事に報告がありましたので、お知らせします。

紛争の経緯

【申立人A】

申立人Aが購入した犬には心臓に先天性な欠陥のあることが購入後に分かったため、犬の交換を求めたところ、販売業者からレントゲン検査等の結果により判断するといわれた。

レントゲン検査等による犬への身体的ダメージを懸念した申立人Aは、検査と犬の交換を思い止まり、犬を飼いつけることとし、販売会社に損害の賠償を求めた。

しかし、販売業者は契約条項を理由に認めず、紛争となった。

【申立人B】

申立人Bが購入した犬は、購入時、既に風邪を引いていたが、店員から「家に連れ帰った方が治りが早い」と説明され、これを信じて購入したところ、地元の獣医師から「犬は栄養失調の状態、風邪を引いたのも販売業者の管理に問題があるからではないか」と言われた。

このため、申立人Bは直ちに犬を販売業者に返還し、契約の解除と契約代金及び立て替えた犬の治療費全額の返金を求めた。

しかし、販売業者は契約条項を理由に認めず、「今回は特別に犬の生体代の半額等を返金する」と回答したため、紛争となった。

問題となった契約条項

本件販売業者（1社）が定める下記契約条項は、消費者の利益を一方向的に害するものであり、**消費者契約法 10 条で定める不当条項に該当し無効なので、当該条項の効力は否定される。**

- ・『当該ペットに特記事項以外の瑕疵が引渡し後に確認された場合、瑕疵担保の責を負わない。』
- ・『如何なる理由があろうと契約完了後に当該ペットの返品、交換、返金、治療費等を含む損害の賠償など経済的負担を強いる一切の行為を要求することはできない。』

主な解決内容

申立人Aについて：販売業者は、損害賠償金として25万円を支払う。

申立人Bについて：販売業者は、契約を解除し、契約代金と申立人Bが立て替えた風邪の治療費を全額返金する。

詳細は裏面参照

東京都消費者被害救済委員会は、消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある紛争について、「あっせん」や「調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るため、東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関です。

【問い合わせ先】 東京都消費生活総合センター活動推進課
電話 03 - 3235 - 4155

1 紛争の概要

(1) 紛争の当事者及び契約の概要

紛争の当事者		犬種等	契約金額		
申立人	販売業者		生体代	その他	計
申立人A(男性・50歳代)	1社 (ペットの売買、ペット用品の 販売及び動物病院の経営)	フレンチブルドッグ (雌・生後約2か月)	176,400円	19,513円	195,913円 (全額支払済み)
申立人B(男性・40歳代)		トイプードル (雌・生後約2か月)	207,900円	55,920円	263,820円 (全額支払済み)

(2) 紛争の経緯等

申立人AとBは、販売業者のホームページを見た上で販売業者の店舗に出向き、それぞれ上記のとおり生後約2か月の犬を購入した。

[申立人A]

購入して5日後、申立人Aが健康診断のため当該犬を地元の獣医師のところに連れて行ったところ、獣医師から、気管支炎と先天的な心臓病と診断された。このため申立人Aは、当該犬の交換を販売業者に求めたが、販売業者からレントゲン検査等の結果により判断すると言われた。

上記獣医師から、レントゲン検査等は犬の身体への負担が大きい等と言われた申立人Aは、検査と犬の交換を思い止まり、犬を飼い続けることとし、先天的な心疾患のある犬を販売したことに対する損害の賠償を販売業者に求めたところ、販売業者は契約条項を理由にこれに応じず、紛争となった。

[申立人B]

申立人Bが購入した犬は、購入時既に風邪を引いていたが、犬を飼うのは初めだと伝えていたにもかかわらず、販売業者から「自宅に引き取って治療した方が、治りが早い」などと説明されたため、申立人Bはこの説明を信じて当該犬を購入した。

ところが、購入した日の翌日、風邪の治療のため当該犬を地元の獣医師のところに連れて行ったところ、獣医師から、「犬は栄養失調の状態、風邪を引いたのも、販売業者の飼育環境が悪かったためではないか」などと説明された。

このため、申立人Bは、その日のうちに当該犬を販売業者に返還し、販売業者に契約の解除と契約返金及び犬の治療費(6,038円)の全額返金を求めたところ、販売業者は契約条項を理由にこれに応じず、「今回は特別に犬の生体代の半額等を返金する」と回答したため、紛争となった。

2 問題となった契約条項

販売業者が定める下記契約条項は、民法の規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する特約であり、その程度が民法1条2項(信義誠実の原則)に反する程度に一方的に消費者の利益を侵害しており、消費者契約法10条が定める不当条項に該当し無効である。

よって、下記条項の効力は否定され、最初からなかったものとなり、その部分については民法の規定に則って取り扱われる。

「ペット売買契約書」(抜粋)

(甲 = 売主、乙 = 買主)

第6条 甲は乙に対し、当該ペットに特記事項以外の瑕疵が引き渡し後に確認された場合、瑕疵担保の責を負わない。

第7条 乙は甲に対し、如何なる理由があろうと契約完了後に当該ペットの返品、交換、返金、治療費等を含む損害の賠償など経済的負担を強い一切の行為を要求することはできない。

特記 先天的欠陥による保障

1. 販売後3か月以内(90日以内)にペットとして通常の生活に支障をきたす重大な先天的欠陥が発見された場合は、当社の指定する獣医の診断により、不治、病死、通常の生活に支障をきたす重大な欠陥や、後遺症と診断された場合は、同程度の代犬猫をご提供します。

(参考)

不当条項とは

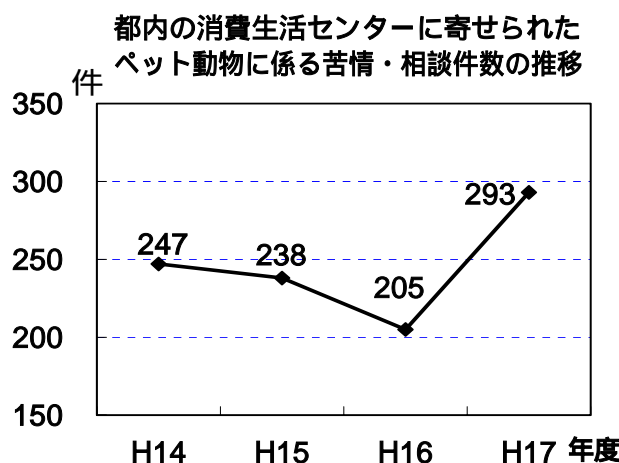
- ・『情報・交渉力において劣位にある消費者の正当な利益が不当な内容の契約条項により侵害された場合に、このような不当条項の効力を否定することにより当該消費者の利益を回復する』（「逐条解説 消費者契約法」内閣府）ため、消費者契約法は、契約条項が次の規定のいずれかに該当する場合、当該条項（消契法9条関係については法定限度額を超える部分）を無効と定めている。

消費者契約法8条 事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効

同 9条 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効

同 10条 消費者の利益を一方的に害する条項の無効

- ・無効となった条項（消契法9条関係については法定限度額を超える部分）は効力が否定され、その限りにおいて、民法等の規定に則った取り扱いがなされる。例えば、本件販売業者が定めた契約条項6条が無効だからといって当然に販売業者が瑕疵担保責任を負うことにはならず、民法の規定に則って判断されることになる。
- ・なお、委員会は、販売業者が定める契約条項のうち本件紛争に直接関わりのある第6条及び第7条については不当条項だとしたが、その他の条項がすべて不当条項ではないとしたわけではない。



平成17年度は未確定値である。



平成18年6月1日から動物取扱業者に対する規制が強化されています！

平成18年6月1日から「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、それまでの届出制から登録制が導入されるなど、動物取扱業者に対する規制が強化されました。

改正法の施行に伴い、動物取扱業者には、販売しようとする動物の病歴や当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況等に関する情報を購入者に文書を交付して説明し、当該文書を受領したことについて購入者に署名等による確認を行うこと、 契約に当たって、飼養、保管している間に疾病等の治療等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療等に係る証明書を購入者に交付することなどが義務づけられました（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則8条）。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正内容について、さらにお知りになりたい方は、下記ホームページをご覧ください。

URL <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g5q100.htm>

東京都消費者被害救済委員会に関するお問い合わせは、
東京都消費生活総合センターへお願いします。

東京都消費者被害救済委員会委員名簿（五十音順）

委員（20名）

平成18年6月21日現在

氏名	現職	備考
学識経験者委員（11名）		
淡路 剛久	立教大学大学院法務研究科委員長・教授	会長
沖野 眞己	学習院大学大学院法務研究科教授	
織田 博子	駿河台大学大学院法務研究科教授	本件あつせん・調停部会委員
金岡 昭	弁護士	
北河 隆之	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	
後藤 巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
桜井 健夫	弁護士	
佐々木幸孝	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
野澤 正充	立教大学大学院法務研究科教授	
升田 純	弁護士、中央大学大学院法務研究科教授	会長代理 本件あつせん・調停部会長
米川 長平	弁護士	
消費者委員（4名）		
有田 芳子	主婦連合会 環境部長	
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
飛田恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 生活環境部副部長	本件あつせん・調停部会委員
矢野 洋子	東京都生活協同組合連合会 常務理事	
事業者委員（4名）		
遠藤 貞夫	東京工業団体連合会 専務理事	
中野 達雄	東京都商工会連合会 副会長	本件あつせん・調停部会委員
若月 一夫	東京都中小企業団体中央会 常任理事	
渡邊 順彦	東京商工会議所 議員	
臨時委員（1名）		
小松 泰史	社団法人東京都獣医師会 副会長	本件あつせん・調停部会委員